

令和 8 年 度

業 務 概 要 書

食 肉 衛 生 検 査 所

食肉衛生検査所の特色と令和8年度の重点目標

1 特色

- (1) 当所は、県西南地域の四万十川沿岸に位置し、高知市を除く県全域を管轄している。四万十市営食肉センター（以下「食肉センター」）に搬入される獣畜（牛、馬、豚、山羊）のと畜検査を行い、と畜場法で定められた家畜疾病（人畜共通感染症等）の排除を実施するとともに、腸管出血性大腸菌 O-157 等の病原微生物の汚染防止対策、抗生物質等の残留検査を実施し、食肉の安全確保に努めている。

また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥処理の事業の許認可や許可施設の衛生指導を行い、食鳥肉の安全性の確保にも寄与している。

- (2) 食肉センター敷地内には、民営の食肉処理施設が併設されており、と畜検査後の枝肉は部分肉に加工処理され市場へ流通していく。近年は、当所が食肉処理施設の衛生指導に関わり、衛生的に食肉を処理するための衛生管理手法の一つである HACCP 方式（危害分析・重要管理点方式）による衛生管理を進めている。

2 重点目標

(1) 食肉の安全確保

ア 厳正なと畜検査による病原菌に汚染された食肉の排除【と畜場法】

一頭ごとの厳正なと畜検査（目視検査）や詳細な検査が必要な病畜（保留畜）の精密検査を実施することで、と畜場法で定められた疾病（人畜共通感染症等）を排除し、安全な食肉を流通させることで県民の健康づくりを支援する。

また、県内の認定小規模食鳥処理施設の衛生的な監視指導を行う。【食鳥処理法】

イ 残留有害物質の排除【食品衛生法】

食肉、食鳥肉中の残留有害物質の検査を実施することで、抗生物質等の有害物質の残留しない安全な畜産食品の生産を支援する。

ウ 疾病情報の共有

と畜検査結果から得られる疾病情報を生産農場、家畜保健衛生所、家畜診療所等と共有し、疾病の少ない健康な家畜の生産を支援する。

(2) と畜場等の衛生対策の推進

食肉センター及び食肉センター敷地内の関連食肉処理施設の衛生対策を推進し、食肉センターから搬出される食肉の衛生確保を支援する。

ア 監視指導の実施

と畜場及び関連する食肉処理施設の衛生監視指導を定期的に実施することで、衛生水準を向上させ、より衛生的な食肉の確保を支援する。

イ 拭き取り・切除検査（細菌数測定検査）の実施

施設設備や枝肉の細菌数の測定をすることで、食肉センターや同一敷地内にある関連食肉処理施設と衛生管理状況を共有し、自主的な衛生水準の向上を促す。

ウ 衛生講習会の実施

施設の衛生管理状況や細菌数測定結果を活用した衛生教育により、自主的な衛生管理を推進させ、HACCP に沿った衛生管理手法の定着を支援する。

目 次

第1	沿 革	1
第2	組織及び分掌事務	3
第3	事務分担表	4
第4	と畜検査の方法	5
第5	業務概要	
	1 検査手数料等の状況	6
	2 年度別と畜検査頭数	7
	3 産地別と畜検査頭数	8
	4 牛の品種別検査頭数	9
	5 病畜の病名別内訳	9
	6 食肉衛生管理指導状況	10
	7 精密検査及び措置の状況	12
	8 抗生物質検査状況	12
	9 と畜検査に基づく処分状況	13
	10 病変の発現状況	14
	11 精密検査実施状況	16
	12 と畜検査結果の家畜生産農家への還元状況	16
	13 食鳥処理事業状況	17
	14 衛生教育実施状況	17
	15 研究材料等の提供	17
第6	重要物品調書	18
第7	予算の概要	20

第1 沿革

昭和42年12月

従来の中村市営と畜場が狭あい老朽化のため、同一場所に処理能力一日当たり小動物換算150頭のと畜場が新設され、中村保健所職員（獣医師）2名がと畜検査業務を兼務する。

昭和43年4月

中村保健所に食肉衛生検査室（所長が室長を兼務）が設置され、と畜検査員2名が専任化される。

昭和48年4月

と畜検査員1名が増員され、と畜検査員3名となる。

昭和52年4月

専任の室長が発令され、と畜検査員4名となる。

昭和52年9月

と畜場の処理能力が一日当たり小動物換算300頭に変更許可された。

昭和53年4月

と畜検査員2名が増員され、と畜検査員6名となる。

昭和55年4月

と畜検査の高度化と迅速化を図るため保健所から分離独立し、中村食肉衛生検査所として発足した。同時に事務室及び検査室96.54㎡を中村市より借上げ、事務職員1名が配置され、職員数7名となる。

昭和59年5月

細菌検査室及び風呂場延べ42.06㎡を増築する。

昭和61年4月

と畜検査員1名が増員され、職員数8名となる。

平成3年4月

所管区域変更により窪川町立簡易と畜場が中央食肉衛生検査所より移管される。

新所管区域は、中村市・宿毛市・土佐清水市・幡多郡・高岡郡のうち窪川町。

平成4年4月

検査第一班、検査第二班の2班体制となる。

平成 8 年 1 0 月

中村市営食肉センターの部分改築及び浄化槽の改築移転により、処理能力一日当たり小動物換算 4 0 0 頭に変更許可された。

平成 9 年 3 月

窪川町立簡易と畜場が廃止。

平成 9 年 1 2 月

中村食肉衛生検査所新築完成（3 0 0 m²）。

平成 1 0 年 4 月

高知市が中核市指定となり、中央食肉衛生検査所が高知市食肉衛生検査所となったことから、名称を中村食肉衛生検査所から高知県食肉衛生検査所に変更。県内一円に食鳥処理施設があることから、所管区域は高知市を除く県内一円となった。

平成 1 4 年 3 月

本山町営と畜場が廃止。

平成 1 4 年 4 月

と畜検査員 1 名が増員され、職員数 9 名となる。

平成 2 4 年 4 月

事務事業の見直しにより事務職員 1 名を非常勤職員 1 名に換え、幡多福祉保健所が総務事務を兼務する。

平成 2 9 年 5 月

四万十市営食肉センターの部分改築及び浄化槽の改修等により、処理能力一日当たり小動物換算 4 3 0 頭に変更許可された。

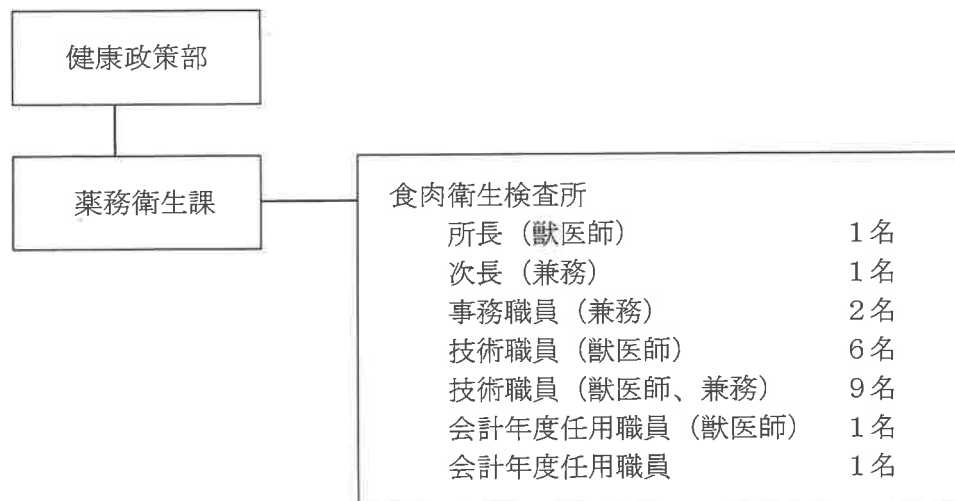
平成 3 1 年 4 月

四万十市営食肉センターの衛生的なと畜作業の実施等により、処理能力一日当たり小動物換算 4 8 0 頭に変更許可された。

第2 組織及び分掌事務

1 組織

【食肉衛生検査所職員数】合計 21名（うち兼務職12名含む）



2 所管区域

高知県全域（高知市を除く）

3 分掌事務

- （1） 獣畜のとさつ及び解体の検査並びに措置に関すること。
- （2） と畜場及びと畜作業の衛生監視、指導に関すること。
- （3） 食肉衛生に関する試験検査、統計及び調査研究。
- （4） 食鳥処理事業の許可等に関すること。
- （5） 食鳥処理施設の衛生指導に関すること。

4 根拠法令

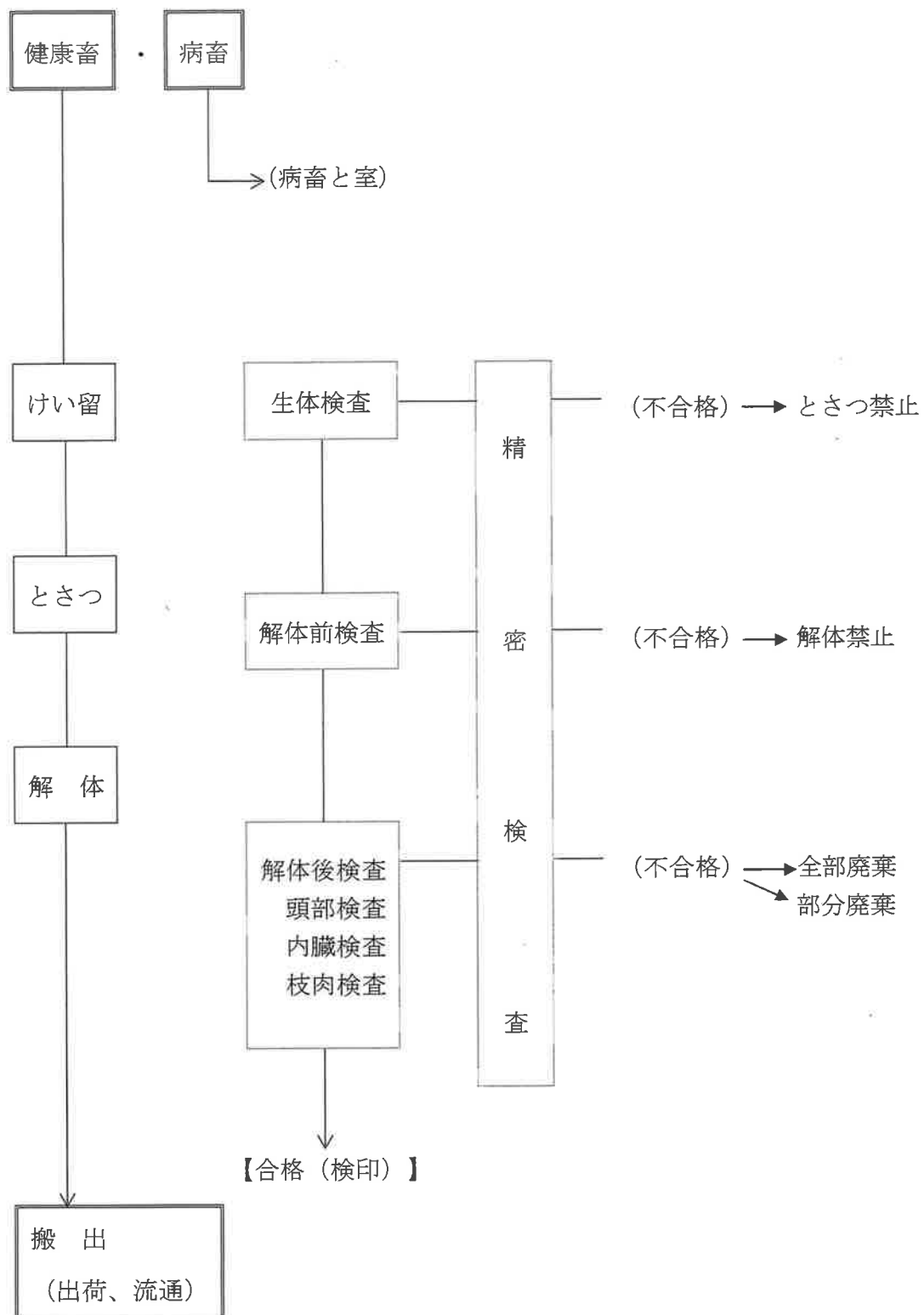
と畜場法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

第3 事務分担表

(令和8年4月1日現在)

食肉衛生検査所事務分担表			
所 長 (獣医師)(再任用職員)		戸梶 彰彦	(勤務年数) (現所属勤務年数) 39.0 (4.0)
事 務 分 担	職 名	氏 名	勤務年数 (現所属勤務年数)
総務全般に関すること	兼 次長 (出納員)	橋本 立	幡多福祉保健所 (次長(総括))
	兼 主任 (経理員)	秋森 陽子	幡多福祉保健所 (チーフ(総務担当))
	兼 主事 (経理員)	藤田 詩	幡多福祉保健所 (主 事)
	会計年度任用職員 (旧非常勤職員)(経理員)	福本 陽子	12.0 (12.0)
検査第一班	1 班全般に関すること 2 担当者の人材育成に関すること	班 長 (獣医師)	小松 祐司 27.0 (5.0)
	1 と畜検査に関すること 2 と畜頭数の調整に関すること 3 と畜場並びにこれに付属する冷凍及び 冷蔵施設の衛生保持に関すること 4 食肉衛生の監視指導に関すること 5 所属のホームページの作成、更新に関 すること	主 幹 (獣医師)	西田 秀俊 15.0 (1.0)
		主 幹 (獣医師)	白井 慎 9.0 (1.0)
		会計年度任用職員 (獣医師)	福島 慶将 0.0 (0.0)
検査第二班	1 班全般に関すること 2 担当者の人材育成に関すること 3 予算に関すること	班 長 (獣医師)	水野 安晴 6.0 (4.0)
	1 食鳥処理事業の許可等に関すること 2 食鳥処理施設の衛生指導に関すること 3 精密検査等の品質管理に関すること 4 と畜検査に関すること	主 幹 (獣医師)	尾首 雅史 6.0 (6.0)
		主 査 (獣医師)	林 萌美 2.0 (2.0)
兼 務	1 と畜検査に関すること 2 食鳥処理施設の衛生指導に関すること	兼 主任 (獣医師)	小野 邦桜 業務衛生課 (課長補佐)
		兼 主査 (獣医師)	河合 美帆子 業務衛生課 (主 査)
		兼 主査 (獣医師)	丸谷 圭祐 安芸福祉保健所 (主 査)
		兼 主幹 (獣医師)	山本 嶺花 中央東福祉保健所 (主 幹)
		兼 主任 (獣医師)	松本 紀子 中央西福祉保健所 (衛生環境課チーフ)
		兼 主幹 (獣医師)	別役 信乃 須崎福祉保健所 (主 幹)
		兼 主幹 (獣医師)	森川 奈保子 幡多福祉保健所 (主 幹)
		兼 主幹 (獣医師)	岡本 麻祐子 幡多福祉保健所 (主 幹)
		兼 主任 (獣医師)	橘川 雅紀 西部家畜保健衛生所 (衛生第一課長)

第4 と畜検査の方法



第5 業務概要

1 検査手数料等の状況

(1) と畜検査手数料

(令和7年度)

種 別	検査頭数 (頭)	1 頭の手数料 (円)	合 計 (円)	対前年比較 増減
牛	346	500	173,000	3,500 円減
子牛	0	300	0	増減なし
馬	0	500	0	増減なし
豚	100,105	200	20,021,000	435,600 円減
めん羊又は山羊	0	100	0	増減なし
合 計	100,451		20,194,000	439,100 円減

※ 豚の検査頭数について とさつ実頭数は100,181頭。ただし、幡多農業高等学校分76頭は手数料免除のため、徴収した検査頭数は100,105頭。

(2) 許可申請手数料等

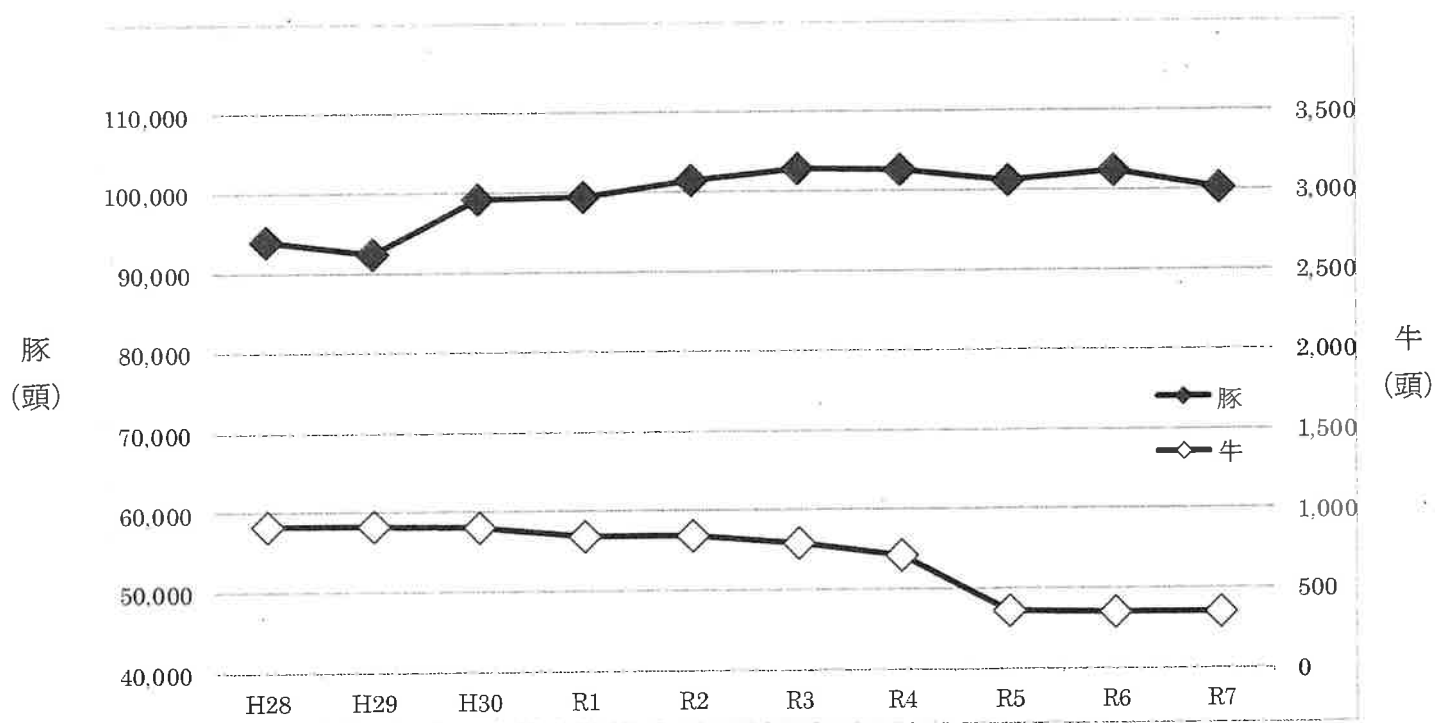
(令和7年度)

種 別	申請件数 (件)	1 件の手数料 (円)	合 計 (円)	対前年比較 増減
食鳥処理事業許可申請	0	19,000	0	増減なし
確認規程認定申請	0	5,500	0	増減なし
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請	0	10,000	0	増減なし
確認規程変更認定申請	1	2,300	2,300	2,300 円減
各種証明書	12	420	5,040	増減なし
細菌検査 (大腸菌等)	109	2,430	264,870	2,430 円増
合 計	122		272,210	130 円増

2 年度別と畜検査頭数

(令和7年度)

年度	牛	子牛	馬	豚	めん羊・山羊	合 計
28	918	0	3	94,018	0	94,939
29	909	0	0	92,295	0	93,204
30	900	0	0	99,145	0	100,045
R1	839	0	0	99,437	0	100,276
2	838	0	0	101,405	1	102,244
3	797	0	0	102,746	0	103,543
4	712	0	3	102,563	0	103,278
5	362	0	0	101,255	0	101,617
6	353	0	0	102,358	0	102,711
7	346	0	0	100,181	0	100,527



3 産地別と畜検査頭数

(令和7年度)

産 地			牛		豚	
			頭 数	割 合	頭 数	割 合
県 内	幡 多	四万十市	0	0%	110	0.11%
		宿毛市	0	0%	380	0.38%
		土佐清水市	2	0.58%	22	0.02%
		大月町	0	0%	1,966	1.96%
		小計	2	0.58%	2,478	2.47%
	高 幡	四万十町	323	93.35%	23,981	23.94%
		佐川町	0	0%	130	0.13%
		小計	323	93.35%	24,111	24.07%
	そ の 他	南国市	0	0%	7	0.01%
		奈半利町	0	0%	1,164	1.16%
		小計	0	0%	1,171	1.17%
	県 内 合 計		325	93.93%	27,760	27.71%
	県 外	愛 媛 県		3	0.87%	72,421
宮 崎 県		8	2.31%	0	0%	
鹿 児 島 県		10	2.89%	0	0%	
県 外 合 計		21	6.07%	72,421	72.29%	
総 計			346	100.00%	100,181	100.00%

4 牛の品種別検査頭数

(令和7年度)

	性 別	頭 数	割合	内訳		
				黒毛和種	褐毛和種	その他
和牛	めす	23	6.65%	22	1	0
	去勢	0	0%	0	0	0
	おす	0	0%	0	0	0
	計	23	6.65%	22	1	0
				ホルスタイン種	ジャージー種	その他
乳牛	めす	0	0%	0	0	0
	去勢	0	0%	0	0	0
	おす	0	0%	0	0	0
	計	0	0%	0	0	0
交雑牛	めす	1	0.29%			
	去勢	322	93.06%			
	おす	0	0%			
	計	323	93.35%			
合 計		346	100.00%			

5 病畜の病名別内訳

牛の病畜頭数は前年度より増減なし。

豚の全部廃棄原因は敗血症が最も多く、次いで全身性筋脂肪変性、豚丹毒であった。

(令和7年度)

	病畜頭数	病名別内訳															
		関節炎	運動器損傷	※敗血症	※黄疸(高度)	※豚丹毒	※膿毒症	※全身性腫瘍	※全身性筋脂肪変性	※尿毒症	※サルモネラ症	脱臼	腎炎	消化器疾患	肝炎	産後疾患	その他
牛	2	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
豚	100	26	0	24	0	6	0	2	14	0	0	0	0	0	4	0	24
計	102	26	0	24	0	6	0	2	14	0	0	0	0	0	4	0	26

※全部廃棄

6 食肉衛生管理指導状況

(1) 牛の枝肉細菌検査

ア 枝肉の腸管出血性大腸菌（EHEC）検査

牛 12 頭について枝肉の拭き取り検査を実施した結果、腸管出血性大腸菌（EHEC）は検出されなかった。

イ 枝肉の一般細菌数検査

牛 53 頭について枝肉の切除検査を実施した結果、評価点の平均は 9.8 点であった。

(令和 7 年度)

	検査頭数	検体数	腸管出血性 大腸菌	一般細菌数の評価点						評価点 の平均
4 月	4	4	0	10	10	10	10			10
5 月	4	4	0	10	10	10	10			10
6 月	4	4	0	10	10	10	8			9.5
7 月	4	4	0	10	10	10	10			10
8 月	6	6	0	10	8	10	10	10	10	9.7
9 月	4	4	4	10	10	10	10			10
10 月	4	4	4	10	10	10	10			10
11 月	4	4	4	10	10	10	10			10
12 月	6	6	0	10	10	10	10	10	10	10
1 月	4	4	0	10	10	10	10			10
2 月	5	5	0	10	8	10	8	10		9.2
3 月	4	4	0	10	8	10	10			9.5
合 計	53	53	12							9.8

1cm ² あたりの一般細菌数	評価点*
5.6cfu 未満	10 点
5.6cfu ～ 12cfu 未満	8 点
12cfu ～ 27cfu 未満	6 点
27cfu ～ 60cfu 未満	4 点
60cfu 以上	2 点

*直近 1 年間の検査結果の平均値 (log cfu/cm²) 及び標準偏差 (SD) を用いて、平均値+SD/+2SD/+3SD を基準値として評価点を設定

(2) 豚の枝肉細菌検査

ア 枝肉の一般細菌数検査

豚 107 頭について枝肉の切除検査を実施した結果、評価点の平均は9.0 点であった。

(令和7年度)

	検査 頭数	検体 数	一般細菌数の評価点										評価点 の平均
4月	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10.0
5月	9	9	8	10	10	8	10	8	10	10	10		9.3
6月	8	8	10	6	10	8	6	8	8	8			8.0
7月	9	9	8	10	8	6	8	10	10	10	10		8.9
8月	9	9	4	4	10	4	6	10	8	6	8		6.7
9月	9	9	10	10	10	4	8	10	10	10	10		9.1
10月	10	10	10	6	10	8	10	6	6	10	10	10	8.6
11月	9	9	6	10	10	10	10	10	8	10	10		9.3
12月	9	9	8	10	10	8	8	10	10	10	10		9.3
1月	9	9	10	8	8	10	8	10	10	10	10		9.3
2月	8	8	10	10	10	10	10	10	8	10			9.8
3月	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	8		9.8
合 計	107	107											9.0

1cm ² あたりの一般細菌数	評価点*
620cfu 未満	10 点
620cfu ～ 2,000cfu 未満	8 点
2,000cfu ～ 6,900cfu 未満	6 点
6,900cfu ～ 23,000cfu 未満	4 点
23,000cfu 以上	2 点

*直近1年間の検査結果の平均値(log cfu/cm²)及び標準偏差(SD)を用いて、平均値+SD/+2SD/+3SDを基準値として評価点を設定

7 精密検査及び措置の状況

家畜の状況に応じて、血液検査・細菌検査・理化学検査等を実施している。

全部廃棄処分は牛 0 頭、豚 46 頭の合計 46 頭であった。

(令和 7 年度)

	検査頭数	検査項目延べ数	検査項目						措置		
			血液検査	細菌検査	理化学検査	病理学検査	原虫・寄生虫検査	その他の検査	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛	2	22	18	0	4	0	0	0	0	0	2
豚	100	1,281	69	1,199	4	9	0	0	0	46	54
計	102	1,303	87	1,199	8	9	0	0	0	46	56

8 抗生物質検査状況

家畜の治療薬として使用される抗生物質の枝肉及び内臓への残留検査を実施している。

(令和 7 年度)

	検査頭羽数	検査部位	検体数	検出数	措置	
					全部廃棄	一部廃棄
牛	4	筋肉 腎臓	8	0	0	0
豚	24	筋肉 腎臓	48	0	0	0
鶏	14	筋肉 腎臓	25	0	0	0
合計	42		81	0	0	0

9 と畜検査に基づく処分状況

畜種		牛				馬				豚				合計	
検査頭数		346				0				100,181				100,527	
処分実頭数		とさつ 禁止	全部廃棄	一部廃棄	とさつ 禁止	全部廃棄	一部廃棄	とさつ 禁止	全部廃棄	一部廃棄	とさつ 禁止	全部廃棄	とさつ 禁止	全部廃棄	一部廃棄
細菌	炭疽	0	0	345	0	0	0	0	46	96,304	0	46	0	46	96,649
	豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0
	サルモネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	結核病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放線菌病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	203	0	0	0	0	203
	豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トキソプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原虫	のう虫病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジストマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄生虫	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	17
	膿毒症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	敗血症	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	24	0	24	0
	尿毒症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	黄疸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	0
	中毒諸症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	炎症又は炎症産物 による汚染	0	0	345	0	0	0	0	0	96,304	0	0	0	0	96,649
	変性又は萎縮	0	0	25	0	0	0	0	14	83	0	14	0	14	108
	その他	0	0	6	0	0	0	0	0	2,381	0	0	0	0	2,387
	合計	0	0	376	0	0	0	0	46	98,988	0	46	0	46	99,364

10 病変の発現状況

(1) 牛		令和 7 年度												
とさつ頭数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
病変実頭数		31	29	26	35	27	26	27	30	34	26	26	29	346
呼吸器循環器系	肺炎	31	29	26	34	27	26	27	30	34	26	26	29	345
	肺炎	5	5	6	3	4	5	6	5	3	4	2	3	51
	化膿肺	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	肺気腫	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	5
	心外膜炎	1	4	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	9
	心内膜炎	1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	5
	心内膜水腫	3	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	7
	心内膜血腫	0	1	1	0	0	3	2	1	0	0	0	0	8
	胸膜炎	31	29	26	33	27	26	27	30	34	24	25	29	341
	肝ジストマ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
消化器系	肝炎	6	6	9	4	8	2	2	4	1	5	2	3	52
	肝膿瘍	1	5	6	4	4	4	2	0	4	3	0	6	39
	肝富脈斑	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	肝変性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	胆石	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	胆管肥厚	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	6
	胃 第1・2胃	9	16	12	25	15	19	18	15	7	11	15	15	177
	炎 第3・4胃	12	8	2	10	6	4	11	5	14	10	9	9	100
	胃潰瘍 第1・2胃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第3・4胃	12	6	12	8	8	8	5	8	16	7	12	19	121
泌尿器系	小腸炎	4	5	3	10	0	3	3	1	7	3	9	7	55
	大腸炎	0	0	0	2	0	0	2	2	1	0	3	2	12
	腸脂肪壊死	1	1	3	2	3	3	1	1	1	0	1	0	17
	腎炎	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	腎脂肪壊死	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	5
	敗血症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	尿毒症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	膿毒症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和 7 年度

(2) 豚

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
とさつ頭数	8,237	7,713	8,058	8,395	7,844	8,068	9,126	8,199	8,764	8,861	8,314	8,602	100,181
病変実頭数	7,812	7,453	7,782	8,111	7,587	7,864	8,735	7,924	8,428	8,504	7,903	8,247	96,350
内臓全部廃棄	159	129	105	166	105	96	129	97	64	85	71	89	1,295
流行性肺炎 (SEP)	397	479	493	267	295	248	224	139	180	205	308	213	3,448
肺 炎	7,141	6,757	7,163	7,619	7,091	7,458	8,225	7,548	8,009	8,011	7,401	7,783	90,206
化膿肺	74	38	44	98	45	51	100	108	132	130	90	131	1,041
心外膜炎	673	592	500	573	633	587	652	491	523	482	518	605	6,829
心内膜炎	863	628	598	544	501	566	706	713	759	786	741	581	7,986
心内膜水腫	15	9	8	16	10	14	21	12	16	12	10	13	156
胸膜炎	1,165	1,046	1,117	1,356	1,192	1,321	1,322	1,243	1,422	1,402	1,393	1,505	15,484
寄生肝	152	75	91	157	69	142	120	64	256	77	59	63	1,325
肝 炎	1,289	1,266	1,180	1,269	958	1,080	1,108	825	828	842	736	674	12,055
肝硬変	0	6	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	10
肝変性	6	4	4	3	5	18	7	2	6	13	2	3	73
小腸炎	67	79	81	87	70	71	46	80	34	64	70	77	826
大腸炎	51	24	20	49	33	38	39	21	19	29	13	13	349
腸間膜リンパ石灰	41	17	18	17	8	13	5	28	13	11	21	17	209
腸間膜リンパ水腫	72	67	66	64	60	75	109	60	77	72	73	50	845
腸間膜リンパ膿瘍	21	22	22	21	16	14	31	22	30	26	21	22	268
腹膜炎	341	348	314	381	284	299	414	240	211	233	210	354	3,629
腎 炎	32	26	24	26	19	19	33	22	25	19	20	28	293
嚢胞腎	114	109	127	127	96	104	154	134	143	126	122	138	1,494
敗血症	1	1	0	3	0	2	4	6	2	1	3	1	24
膿毒症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿毒症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	6
サルモネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全身性炎症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腫 瘍	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
全身性筋脂肪変性	1	1	1	3	1	1	2	1	0	2	1	0	14

1.1 精密検査実施状況

(1) TSEスクリーニング検査

検査頭数 0頭

検査検体数 0検体

(2) 調査研究試験検査件数

(令和7年度)

		牛	豚	食鳥	施設等	外部 精度管理	計
試験検査件数		64	164	172	51	3	454
延検査件数		220	489	339	51	4	1,103
項目	細菌検査	220	433	339	32	3	1,027
	理化学検査	0	0	0	0	1	1
	病理検査	0	7	0	0	0	7
	その他の検査	0	49	0	19	0	68

1.2 と畜検査結果の家畜生産農家への還元状況

健康な家畜が生産できるように、生産農家別の家畜疾病状況を生産農家等へフィードバックし、生産農家の飼育管理向上に寄与している。

牛生産農家	西部家畜保健衛生所管内	2 農家
豚生産農家	西部家畜保健衛生所幡多支所管内	3 農家+1 高校
	西部家畜保健衛生所管内	4 農家
	中央家畜保健衛生所管内	1 試験場+1 高校
	中央家畜保健衛生所田野支所管内	1 農家
	愛媛県	13 農家

1 3 食鳥処理事業状況

法定許可施設はないが、認定小規模食鳥処理施設（年間処理羽数 30 万羽以下）が 11 施設あり、各福祉保健所と協力して、施設の監視指導及び収去検査を実施している。

（令和 7 年度末時点）

福祉保健所	許可施設		監視指導数	収去検査 実施施設数	収去検査件数 (羽)
	法定	認定			
安芸福祉保健所管内	0	3	6	2	4
中央東福祉保健所管内	0	3	5	2	4
中央西福祉保健所管内	0	1	2	1	2
須崎福祉保健所管内	0	1	2	0	0
幡多福祉保健所管内	0	3	7	2	4
合 計	0	11	22	7	14

1 4 衛生教育実施状況

（令和 7 年度）

内 容	回数	延べ人数	対象者
食肉衛生に関する講習会	47	153 名	四万十市営食肉センター職員 食肉センター関連食肉処理業者 食鳥処理業者

1 5 研究材料等の提供

（令和 7 年度）

提供先	回数	検体数	提供内容
衛生環境研究所	9	90	豚血清（日本脳炎）
衛生環境研究所	10	100	豚鼻腔拭い液（新型インフルエンザ）
高知大学	27	1,080	豚卵巣
麻布大学	46	396	豚血液
合 計	92	1,666	

第6 重要物品調書

(県有のもの)

令和8年3月31日現在

品 名	備品台帳の 数量	現在数量	用 途			備 考
			有効に活用し ている数量	不十分ではある が使用している 数量	使用していな い数量と理由	
パラフィン包埋ブロック作製装置	1	1	1			
バイオハザード対策用キャビネット	1	1	1			
蛍光顕微鏡	1	1	1			
多検体細胞破碎装置	1	1	1			
SARSコロナウィルス検出用リアルタイム 濁度測定装置	1	1	1			
リアルタイムPCR装置	1	1	1			
高速液体クロマトグラフシステム	1	1	1			
システム生物顕微鏡	1	1	1			
純水製造装置	1	1	1			
全自動血球計数器	1	1	1			
生化学自動分析装置	1	1	1			
密閉式自動固定包埋装置	1	1	1			
ペトリフィルム プレートリーダー アトマンスト	1	1	1			
顕微鏡デジタルカメラセット	1	1	1			
マイクロプレートウォッシャー	1	1	1			
高速液体クロマトグラフ 質量分析装置	1	1	1			
軽四自動車	1	1	1			

(借用のもの)

該当なし

第7 予算の概要

(千円)

8年度事業名			内 容
予算計上課	細目事業名	細々目事業名	
薬務衛生課	食肉衛生検査事業費	検査指導事業費	清掃等委託料、検査機器保守点検委託料、全国食肉衛生検査所協議会等負担金、会計年度任用職員報酬・職員手当等・共済費、備品購入費（冷凍機付インキドランドイデシケター等）等
			9,833
薬務衛生課	食肉衛生検査事業費	食肉衛生検査事業事務費	庁舎管理経費（消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料、浄化槽法定点検、郵便料金等）、と畜検査等医薬材料費、全国食肉衛生検査所協議会等旅費等
			11,775